

令和5年度鹿児島市障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和5年6月2日

1 趣旨

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的として策定する。

2 用語の定義

本方針で使用する用語の定義は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針の適用範囲は、市の全ての部局が発注する物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく次の施設等
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき、国、地方公共団体から助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事務所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（次の要件を全て満たす事業所）
 - ① 障害者の雇用数が5人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

5 調達の対象とする物品等

障害者就労施設等が受注することが可能な全ての物品等とする。

6 調達推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、推進本部を設置する。推進本部は、別表のとおりとする。
- (2) 年度ごとに、前年度の物品等の調達実績等を勘案して、当該年度に調達する物品等の目標を設定する。
- (3) 各所属が調達を円滑に進めることができるよう、障害福祉課は、障害者就労施設等が受注可能な物品等に係る情報を収集し、各所属に提供する。
- (4) 各所属は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）等の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努める。
- (5) 障害者就労施設等への発注のあっせん・仲介等を行っている共同受注窓口である「一般社団法人かごしま障がい者共同受注センター」を積極的に活用し、調達の推進に努める。

7 調達実績の集計及び公表

本方針に基づく物品等の調達実績は、年度終了後速やかに集計し、市ホームページで公表する。

8 調達の目標

令和5年度の障害者就労施設等からの物品等の調達目標額は、37,000千円とする。

9 その他

- (1) 障害者就労施設等への発注においては、当該施設等の受注能力等に充分配慮し、納期や納入条件等を設定する。
- (2) 職員個人や市民等からの物品等の調達にも資するよう、障害者就労施設等が受注可能な物品等の情報を、市ホームページ等で発信する。
- (3) 本市の外郭団体等に対し、本方針の趣旨を周知し、物品等の調達の促進について協力を依頼する。

別表

推進本部

本部長： 福祉部長

本部員： 総務局 総務部 総務課長

企画財政局 企画部 政策推進課長

企画財政局 財政部 財政課長

企画財政局 財政部 契約課長

危機管理局 安心安全課長

市民局 市民文化部 市民協働課長

環境局 環境部 環境政策課長

健康福祉局 すこやか長寿部 健康総務課長

健康福祉局 福祉部 障害福祉課長

こども未来局 こども政策課長

産業局 産業振興部 産業政策課長

観光交流局 観光交流部 観光プロモーション課長

建設局 建設管理部 管理課長

消防局 総務課長

市立病院 総務課長

交通局 総務課長

水道局 総務部 総務課長

船舶局 総務課長

教育委員会 管理部 総務課長